

札幌市こども劇場 管理運営基準

昭和63年8月6日制定

札幌市こども劇場条例施行規則（昭和51年規則第64号。以下「規則」という。）
第9条の規定に基づき、札幌市こども劇場管理運営基準を次のとおり定める。

（開館時間及び休館日）

条例第2条の2ただし書の「市長が特に必要があると認めるとき」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 小・中学校の夏休み等における月曜日の開館
- (2) 施設の点検、整備等に伴う臨時休館
- (3) その他災害等でやむを得ないとき。

（使用の承認等）

条例第3条及び規則第2条の使用承認等については、次により取り扱うものとする。

(1) 使用申込の受付

ア ホールの使用申込は原則として3カ月前の1日から受付する。また、1日が休館日の場合は、翌開館日より受け付けるものとする。ただし、準備に相当な時間を要する場合等で必要があると認められるときは受付日を繰り上げることができる。

イ 会議室、研修室及び美術工作室の使用申込は原則として2カ月前の1日から受付する。また、1日が休館日の場合は、翌開館日より受け付けるものとする。ただし、準備に相当な時間を要する場合等で必要があると認められるときは受付日を繰り上げることができる。

ウ 使用申込は電話でも受付するものとするが、この場合は仮予約とし、申込後1週間以内に申請書の提出がない場合は、申込を取り消すものとする。なお、毎月1日の受付については窓口のみの受付とする。

- ### (2) 規則第2条第4項ただし書の「特別の事由があると認められたとき」とは、官公庁等で事前に現金の支払が困難な場合及びその他正当な理由があると認められる場合をいう。

(使用料の還付)

規則第5条の規定に基づく使用料の還付は、次によるものとする。

- (1) 使用を取消または変更する者は、札幌市こども劇場使用（取消、変更）申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。
- (2) 申請書の提出があった場合は、申請内容を審査のうえ、札幌市こども劇場使用（取消、変更）承認書（様式2）を交付するものとする。
- (3) 取消または変更について相当の事由があると認めるときは、次の区分により使用料を還付するものとする。
 - ア 使用者の責に帰することのできない事由によって使用不能となった場合
還付額 全額
 - イ 公益上やむを得ない事由が生じたことにより使用の承認を取り消した場合
還付額 全額
 - ウ 使用日の5日前までに使用者から使用の取消または変更の申出があり、これについて相当の事由があると認められた場合は、次の区分により還付する。
 - (ア) ホールの場合
 - (a) 使用日の60日前までに申請書の提出があった場合は、使用料の全額
 - (b) (a)以後使用日の5日前までに申請書の提出があった場合は、使用料の2分の1
 - (イ) 会議室、研修室及び美術工作室の場合
使用日の5日前までに申請書の提出があった場合は、使用料の全額
- (4) 使用料の還付を受けようとする者は、承認書を添えて、札幌市こども劇場使用料還付請求書（様式3）を提出しなければならない。

(特別設備の設置等の承認)

条例第7条第1項の「特別の設備」及び「特殊物件」とは、劇場備付以外の照明・音響機材等及び大規模または相当重量の設備等で、人形劇、児童劇で通常使用する以外の物件をいう。

(賠償)

条例第11条に規定する賠償の額は、当該き損し、又は滅失した附属物又は備付物件の時価相当額とする。

(入場料等)

条例別表備考1の「入場料等」には、講座の材料費等で実費相当額のみので

費等は含まない。

(使用の不承認)

使用内容が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

- (1) 飲酒が主たる要素となるもの
- (2) 政治的要素をもつ事業
- (3) 冠婚葬祭
- (4) 布教活動
- (5) 授業料の額を徴収する各種教室の発表会などで、特定の者を対象とした事業

(販売行為等の禁止)

- (1) 規則第7条ただし書の規定による販売行為等の承認は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合に行うものとする。
 - ア 市が委嘱、共催、後援、指導又は育成をしている団体が、公益上必要と認められるチャリティ事業等を行うとき。
 - イ 行政の指導による啓発活動に伴う販売行為等を行うとき。
- (2) 販売行為等の申出があった場合は、札幌市こども劇場販売行為等申請書（様式4）を提出させ、審査の結果適当と認めるときは、これを承認し、札幌市こども劇場販売行為等承認書（様式5）を交付するものとする。

(利用料金の収受)

- (1) 利用料金は、使用の承認を決定したときに納付させるものとする。ただし、官公庁で事前に現金の支払が困難な場合及びその他正当な理由があると認められるときは、使用後の納付を認めることができる。
- (2) 利用料金の条例別表備考3に規定する加算料を適用する場合の「入場料等」とは、施設の使用時に徴収する入場料、受講料又は会費等をいうものであり、講座の材料費の実費相当額のみ会の会費又は団体、サークル等の維持費として徴収する運営会費等は含まない。

(利用料金の減免)

利用料金の減免は、使用料の減免に準じて行うものとする。

(利用料金の還付)

使用の取消又は変更により利用料金が減額となった場合は納付済の利用料金

を還付することができるが、これに係る処理は使用料の還付に準じて行うものとする。

(指定管理者の施設の使用)

指定管理者が指定管理業務のため自ら施設を使用する場合は、当該施設の有効利用の観点から、市に対して事業計画を提出することにより使用することができるものとする。

この場合、利用料金の適用はないものである。

なお、公の施設としての性格から、本来の青少年等の利用を制限してまで指定管理者が使用することのないよう留意すること。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

条例第12条第1項の規定により指定管理者に劇場の管理を行わせる場合における販売行為等の禁止の規定の適用については、これらの規定中「様式4」とあり、及び「様式5」とあるのは「指定管理者が定める様式」とする。

(附則)

この基準は、札幌市子ども劇場条例の一部を改正する条例（平成17年条例第74号）の施行の日から施行する。

この基準は、平成25年7月29日から施行する。